

指定（介護予防）訪問リハビリテーション

重要事項説明書

1.概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業者名	長寿苑 訪問リハビリテーション
所在地	長崎県佐世保市日宇町 2835 番地
電話番号	0956-32-3800
FAX番号	0956-32-6838
サービスの種類	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション
サービスの提供地域	佐世保市内一円（但し、浅子・江迎・鹿町・吉井・世知原・小佐々・離島を除く）

* 上記以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	作業療法士	1名		1名	従業者及び業務の管理
訪問職員	理学療法士	3名		3名	訪問リハビリテーションの業務、通所介護事業所を訪問し個別機能訓練の計画・作成等
	作業療法士	1名		1名	
	言語聴覚士	1名		1名	

2.営業日及び営業時間

1) 営業日：月曜日～土曜日

但し、国民の祝日及び法人の定める日を除く。

(12月30日～1月3日、8月14～15日)

2) 営業時間：8時30分～17時30分

3.当事業所の訪問リハビリテーションの特徴

(1) 事業の目的

社会医療法人財団白十字会（以下「事業者」という。）が開設する長寿苑 訪問リハビリテーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、要介護状態にあり、医師が指定訪問リハビリテーションの必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーションを提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図ります。

事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。

利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. サービスの内容

指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕は、通院が困難な利用者に対して、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、心身の機能回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕計画書を作成するとともに、訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。

理学療法士又は作業療法士は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

5. 訪問リハビリテーションの対象者

通院が困難な方でリハビリテーションが必要な要介護者や要支援者の方です。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約後、事業所の医師の指示の下、ケアマネジャー（地域包括支援センター）のケアプランに基づき訪問リハビリテーションを開始いたします。

(2) サービスの終了

- ① お客様の都合でサービスを終了する場合は、終了を希望する日の10日前までにお申し出ください。
- ② 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1ヶ月前に文書で通知します。
- ③ 以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。
 - ・お客様が介護保険施設に入所あるいは病院に入院した場合
 - ・要介護認定において、非該当（自立）と認定された場合
 - ・お客様が亡くなられた場合

(3) サービスを提供できない場合について

以下のような場合、サービスを提供できるよう、訪問リハビリテーションの調整をお願いする場合がございます。また、調整を行ってもやむを得ずサービスを提供できない場合がございますことをご了承ください。

- ① 台風、積雪などの悪天候や交通事故などにより、交通の状況が著しく悪い場合
- ② 訪問セラピストが感染性疾患に罹患した場合
- ③ 地震や津波などの天変地異、戦争、騒乱などの不可抗力な事態が起こった場合

(4) その他

- ① 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お

お客様、ご家族様に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。

- ② お客様が、サービス利用のお支払いを請求日から1ヶ月以上遅延し、料金のお支払いを勧告したにもかかわらず7日以内にお支払いが確認できない場合、又はお客様やご家族様などが当事業所のサービス従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為（暴言・暴力・セクハラなどの行為）をおこなった場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ③ お客様が、入院または一時的に訪問リハビリテーションが中止となった後、再開始となられた際には、改めて訪問予定の調整を行わせて頂きますので、ご了承ください。

7.利用料金

(1) 利用料

- ・サービスを利用した場合のお客様が負担する利用料は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。
 - ・介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。
- *利用料金の詳細については別紙資料にてご確認ください。

(2) その他の利用料

①交通費

- ・サービス提供地域にお住まいの方は無料です。
- ・サービス提供地域以外にお住まいの方は、1回の訪問につき300円です。
(但し、中山間地域等の訪問リハビリテーション加算対象者を除きます。)

(3) 料金の支払い方法

- ・お支払い方法は、銀行振込、銀行引き落とし、現金集金の中から選べます。
- ・毎月、15日までに前月分の請求書を発行いたします。
【現金集金・銀行振り込みの場合】・・・14日以内にお支払いください。
【銀行引き落としの場合】・・・・・・当月の25日に引き落としとなります。
※銀行引き落としは、十八親和銀行のみの対応となります。

8.サービスの内容に関する苦情

当事業所の提供したサービスに対して、不満や苦情がある場合は、どんな些細なことでも構いませんので、次の窓口までお申しつけください。

① 当事業所のお客様・苦情窓口

担当者：長寿苑 リハビリテーション部 主任 楠本 真理子

当事業所のお客様・苦情相談解決責任者

担当者：長寿苑 事務課長 堤 貴士

電 話：0956-32-3800 F A X：0956-32-6838

受 付：月曜日～金曜日（但し、祝祭日を除く）

受付時間：8時30分～17時30分

② その他

当事業所以外に、お住まいの市町村等の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることが

できます。

佐世保市長寿社会課：0956-24-1111

長崎県国民健康保険団体連合会：095-826-1599

9.緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化などがあった場合は、必要に応じて臨機応変の手当てを行い、主治医の指示を受けて速やかに必要な対応をします。また、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をします。

10.事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様がお住まいの市町村、ご家族様、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、お客様に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

11.当法人の概要

- | | |
|------------|---------------|
| (1) 法人名 | 社会医療法人財団 白十字会 |
| (2) 法人の所在地 | 長崎県佐世保市大和町 15 |
| (3) 電話 | 0956-33-7151 |
| (4) 代表者氏名 | 富永 雅也 |